中部横断自動車道（長坂－八千穂）― 山梨県側（北杜市）

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会（以下、沿線住民の会）は、2022年 7 月 7 日に全国公害被害者総行動の一環として行われた国交省本省道路局への要請につづき 9 月 12 日の要請の際にも数項目にわたる質問書を提出しました。その回答が2023 年 3 月 28 日に送付されてきましたが、それは質問に真摯に答えるものとは到底言えず更なる説明が必要なことは明らかです。

更に書面回答を今年 3 月末至るまで延ばした当時の担当者の関東地方整備局道路部道路計画第一課の洲永美秋課長補佐は異動し、甲府河川国道事務所調査第二課(現調査課)の奥瀬晃防災対策官は担当から一年足らずで外れ、鈴木捷紀施策分析評価係長は他の国道事務所へ異動となり、2023 年 4 月には主要な担当者がすべて異動するという事態です。2023 年 2 月 27 日に提出したは現地調査に基づくコントロールポイントに関する質問書への書面回答は 6 月 15 日にようやく届き、現在、5 月 31 日に提出した都市計画に関する申し入れ書に対する書面回答も提出期限が過ぎていますが、その提出を待ち再度、関連する要請いたします。

今回の要請では、以下、2 点に関し再度の回答を求めます。

《質問及び要請事項》

１． 9.12 質問書１－（3）に関して

2012 年 10 月 4 日第 2 回関東地方小委員会が開催されましたが、その内容に関して甲府河川国道事務所の担当者は 3 キロ幅ルート帯に関係する複数の住民団体に事前に説明を行ったことが明らかになりました。⇒**※録音あり**

[ルートに関連する発言と経過]

●関東地方小委員会の開催直前に、当初示されていた 3 キロ幅ルート帯の関係住民等の「レインボーの会」の住民 3 名に北杜市大泉町の大泉総合会館の一室にて甲府河川国道事務所の当時の担当者である小林達徳事業対策官と宮坂広志計画課長が 10 月 4 日に開催される小委員会の大まかな内容を説明しました。小林達徳事業対策官は「要は今までルート帯を示してまして新たに高速道路を整備する概ねの範囲、この範囲にこだわらないルート検討を今後していくということになります」と発言し、あたかも住民と共に新ルートを検討するかのような印象を与え住民への懐柔工作を行いました。

●またその席上、「新ルートは川俣川の西側を通過しない方向性にもっていく」「八ヶ岳南麓は通らない」とも発言し、住民の意見を取り入れたルートにするかのような

印象を与えて住民を欺きました。

●そもそも論として、関東地方小委員会の審議内容を小委員会の事務局でもない甲府河川国道事務所の職員が小委員会の方向性を作った上で審議されました。

高速道路建設に際し、山岳地域の3キロ幅ルート帯の当該住民等に虚偽説明を行うと今度は平然と八ヶ岳南麓を横断する1キロ幅新ルート帯案を発表するなど、まるで詐欺まがいのやり方で著しく透明性・公正性を逸脱し中部横断自動車道の建設計画手続きを強行してきたことに対する国交省の説明と回答を求めます。

２．2022年1月11日に関東地方整備局道路計画第一課の大胡賢一課長と洲永美秋課長補佐により行われた小林達徳元事業対策官と宮坂広志元企画課長に対するヒアリングの回答について

国交省は「令和4年1月に当時の甲府河川国道事務所の事業対策　官及び計画課長に聞き取りをしたところ、『1km幅のルート帯(案)は3km幅のルート帯(案)の内側で設定したという趣旨での説明は行っていない。』ことを確認しています。」と回答しています。

しかし沿線住民の会は2013年（H25）11月2日に甲府河川国道事務所で行われた小林達徳事業対策官等と沿線住民の会との意見交換に関する録音内容を調査、再確認しました。その結果、当時の小林達徳事業対策官（現国交省関東地方整備局統括防災官）及び宮坂広志計画課長(現茨木県守谷市副市長)が下記のような虚偽の説明、発言を行っていたことが判明しました。⇒**※録音あり**

[ルートに関連する発言]

●1キロ幅ルート帯は3キロ幅ルート帯を集約したものである

●新ルートは3キロ幅ルート帯とまるで違うところに持って行ったという認識はない

●新ルートは2年前から説明してきている為「１キロ幅ルート帯での調査は不要」と発言

このような発言を行ったという事実があったにもかかわらず、当時の小林達徳事業対策官及び宮坂広志計画課長に2022年1月にヒアリングを行った国交省関東地方整備局道路計画第一課の大胡賢一課長(現本省道路局企画課国際室企画専門官)と洲永美秋課長補佐(高崎河川国道事務所副所長)は単なる意見の聴取に留まり、沿線住民が要請で示した実態と事実に基づく指摘事項や疑問点について解明するような深堀調査も行わなかったことが既に2023年3月28日に国交省より提出された書面回答から明らかとなっています。このことは、両者に対して行われたヒアリングが問題点

等を明らかにすることなく極めておざなりで形式的に実施されたことを示しており、事実の解明にはほど遠いものであることは明らかです。国の事業責任所管としての行政責任を放棄していることを指摘し、強く抗議します。

私たちは、国交省が中部横断自動車道（長坂～八千穂）山梨県北杜市側の建設計画の手続きのプロセスにおいて生じている山積する深刻な問題点等について、真摯に向き合い、建設計画ルート決定の過程で当時の甲府河川国道事務所担当者にとどまらず関東地方整備局道路部所管等で起きていたことについても十分な調査を行い適正な対応に改めることが必要であると考えています。よって住民参画を念頭に第三者委員会の設置を含めた公正なヒアリング・調査等を実施し問題を明らかにすることを求めます。その際には一連の虚偽説明・発言等を行い不適切な手続きを行った小林達徳氏、宮坂広志氏による弁明を求めます。国交省による説明と回答を求めます。

＜当会の基本的な考え方＞

1．八ヶ岳南麓の自然環境・景観・眺望、生活環境等を大規模に破壊し、深刻なダメージを与える高速道路建設計画ではなく国道 141 号の改良・整備による現道活用を求めます。

2．公共事業評価制度の計画段階評価の手続きをはじめ、現在の環境影響評価の現地調査等に至る山積みの問題について 2013 年 1 月沿線住民の会設立以来、約 10 年以上にわたり指摘し幾度となく要請を続けていますが国交省は説明や解決が出来ないでいます。手続きのやり直しと建設計画の見直しを求めます。

3．2020 年 1 月 31 日、国交省が 1 キロ幅新ルート帯関係図の改ざんをついに認め、甲府河川国道事務所ホームページに訂正図を公表するなどしたことを踏まえ、社会資本整備審議会道路部会関東地方小委員会での再審議を求めます。

4．現在、甲府河川国道事務所が行っている環境影響評価の現地調査及び手続きの中止を求めます。

以上